

京都市告示第 45 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成11年3月25日付けで認可した金屋自治会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成19年 5月18日

京都市長 榎本 頼兼

変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
代表者の氏名	森下 秀生	上土生 富士夫
代表者の住所	京都市右京区京北下弓削町狭間谷4番地の36	京都市右京区京北下弓削町狭間谷1番地の33

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)